〇尼崎市工業用水道条例施行規程

昭和37年10月31日 水道局管理規程第6号

改正 昭和39年4月1日水道局管理規程第

昭和40年4月1日水道局管理規程第6号

昭和40年10月1日水道局管理規程第13号昭和41年2月21日水道局管理規程第3号昭和41年9月1日水道局管理規程第15号昭和42年6月26日水道局管理規程第19号昭和43年7月1日水道局管理規程第12号昭和44年10月13日水道局管理規程第6号昭和45年5月1日水道局管理規程第9号

昭和41年1月1日水道局管理規程第1号昭和41年6月1日水道局管理規程第12号昭和42年1月1日水道局管理規程第1号昭和42年12月1日水道局管理規程第24号昭和43年10月9日水道局管理規程第17号昭和45年3月31日水道局管理規程第5号昭和45年11月24日水道局管理規程第13

昭和46年3月27日水道局管理規程第4号昭和47年9月1日水道局管理規程第9号

昭和46年10月1日水道局管理規程第10号 昭和47年10月11日水道局管理規程第10 号

昭和47年12月1日水道局管理規程第11号昭和48年10月1日水道局管理規程第10号昭和52年3月31日水道局管理規程第5号昭和59年4月1日水道局管理規程第5号平成元年6月1日水道局管理規程第6号平成4年12月24日水道局管理規程第14号平成11年3月31日水道局管理規程第3号平成13年5月23日水道局管理規程第8号平成21年3月31日水道局管理規程第10号平成30年3月31日水道局管理規程第10号平成30年3月31日水道局管理規程第21号

昭和48年7月5日水道局管理規程第9号昭和49年3月30日水道局管理規程第5号昭和55年3月26日水道局管理規程第5号昭和63年10月31日水道局管理規程第4号平成3年8月9日水道局管理規程第6号平成9年3月31日水道局管理規程第11号平成12年12月7日水道局管理規程第11号平成14年3月29日水道局管理規程第3号平成24年3月30日水道局管理規程第2号令和3年3月31日公営企業局管理規程第3

令和5年3月31日公営企業局管理規程第6

令和5年11月30日公営企業局管理規程第 24号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 給水の申込み及び基本使用水量の決定(第2条-第4条)
- 第3章 給水施設の工事及び費用(第5条―第17条)
- 第4章 給水(第18条-第29条)
- 第5章 料金及び手数料(第30条-第36条)
- 第6章 管理(第37条·第38条)
- 第7章 雑則(第39条)

付則

第1章 総則

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、尼崎市工業用水道条例(昭和37年尼崎市条例 第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

묶

第2章 給水の申込み及び基本使用水量の決定

(平14水道局管理規程3・改称)

(給水の申込みの手続)

第2条 条例第7条(条例第9条において準用する場合を含む。)の規定により給水の申込みをしようとする者は、給水を開始しようとする日の3月前までに、工業用水道給水申込書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭42水道局管理規程1・昭45水道局管理規程5・平14水道局管理規程3・平30水道局管理規程21・令5公営企業局管理規程24・一部改正)

(基本使用水量の決定通知)

第3条 条例第8条第1項(条例第9条において準用する場合を含む。)の規定による基本使用 水量の決定の通知は、基本使用水量等決定通知書により行うものとする。

(昭45水道局管理規程5・平14水道局管理規程3・平30水道局管理規程21・令5公営企業局管理規程24・一部改正)

第4条 削除

(昭和45年水道局管理規程5号)

第3章 給水施設の工事及び費用

(給水施設の構造及び材質)

- 第5条 配水管の取付口における給水管の口径は、当該給水施設による水の使用量その他 の事情を参しやくして管理者が定める。
- 第6条 給水施設は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計及び施行しなければならない。
- 2 凍結、電しよく、腐しよく、衝撃、温度の変化等により破損を生じさせるおそれのある給水施設に対しては、適当な防護の措置を講じなければならない。
- 3 給水施設には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を直結してはならない。
- 4 給水施設には、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないよう有効な措置を講じなければならない。

(給水施設の新設等の申込みの手続き)

- 第7条 条例第11条第1項の規定により、給水施設の新設、改造又は撤去(以下「給水施設工事」という。)の承認を受けようとする者は、給水施設工事申込書を管理者に提出しなければならない。
- 2 条例第13条第1項ただし書の規定により給水施設工事施行の許可を受けようとする場合は、前項の申込書に給水施設工事・流末施設工事施行許可申請書を添えて管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、給水施設工事の施行を許可したときは、その内容及び条件を記載した給水 施設工事・流末施設工事施行許可書を申請者に交付する。

(昭45水道局管理規程5·平14水道局管理規程3·令5公営企業局管理規程24·一部改正)

(給水施設工事の着手の届出)

第8条 条例第13条第1項ただし書に規定する許可を受けた者が給水施設工事に着手しようとするときは、給水施設工事・流末施設工事着手届により管理者に届け出なければならない。

(昭45水道局管理規程5·平14水道局管理規程3·令5公営企業局管理規程24·一部改正)

(給水施設工事の設計変更等)

- 第9条 給水施設工事の申込者(以下「工事申込者」という。)がその工事の設計を変更し、 又はその工事を中止し、若しくはその申込みを取り消そうとするときは、給水施設工事 設計変更(工事中止・申込取消)届により、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により、給水施設工事の設計変更の届出をした者が、条例第13条第2項による設計審査を受けている者である場合は、変更後の設計についても同条同項の規定により、更に設計審査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(昭45水道局管理規程5・令5公営企業局管理規程24・一部改正)

(設計審査の申込み等)

第10条 条例第13条第2項の規定により給水施設工事の設計審査及び材質検査を受けようとする者は、設計審査・材質検査申込書により管理者に申し込まなければならない。

- 2 条例第13条第2項の規定により給水施設工事の工事完成検査を受けようとする者は、工事完成検査申込書を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、条例第13条第2項の規定による設計審査、材質検査又は工事完成検査を終了 したときは、検査結果通知書により、その結果を申請者に通知する。
- 4 条例第13条第2項の工事完成検査に合格しないときは、工事申込者は、管理者の指定した期日までにこれを補正し、あらためて管理者の検査を受けなければならない。

(昭45水道局管理規程5·平14水道局管理規程3·令5公営企業局管理規程24·一部改正)

(工事費の算出基準)

- 第11条 条例第14条第1項各号に掲げる費用の算出は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価額を乗じて得た額とする。
 - (2) 労力費は、管理者が別に定める賃金に標準歩掛を乗じて得た額とする。
 - (3) 運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。
 - (4) 道路復旧費は、当該道路管理者が定める額とする。ただし、管理者が仮復旧工事をする場合は、これに要する実費額を加算する。
 - (5) 諸掛費は、材料費、労力費及び道路復旧費の合計額の100分の10とする。

(工事費の前納の期限)

- 第12条 条例第15条第1項に規定する工事費の概算額は、工事費概算額通知書により通知した日から1月以内に納入しなければならない。
- 2 前項の期限内に工事費概算額を納入しないときは、催告状を発し、その催告期限内になお納入しないときは、当該給水施設工事の申込みは取り消されたものとみなす。

(昭45水道局管理規程5・令5公営企業局管理規程24・一部改正)

(給水施設工事の保証期間)

第13条 管理者が施行した給水施設工事については、工事完成後1年以内にその給水施設が 当該工事のかしに起因して破損したときは、管理者がこれを補修するものとし、その費 用は、本市が負担する。ただし、条例第27条第5項の規定の適用はあるものとする。

(昭45水道局管理規程5・昭46水道局管理規程4・一部改正)

(流末施設工事の施行承認)

- 第14条 条例第17条第1項に規定する別に定める流末施設とは、給水管に直結する消火せん、 水槽、ポンプ等をいう。
- 第15条 条例第17条第1項の規定により流末施設工事施行の承認を得ようとする者は、給水施設工事・流末施設工事施行許可申請書に、当該工事の図面及び材料明細を添えて管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前条に規定する流末施設の工事の施行を許可したときは、その内容及び条件を記載した給水施設工事・流末施設工事施行許可書を申請者に交付する。
- 3 第10条の規定は、前条に規定する流末施設の工事の設計審査、材質検査及び工事完成 検査を行う場合に準用する。

(昭45水道局管理規程5·平14水道局管理規程3·令5公営企業局管理規程24·一部改正)

(流末施設工事の着手の届出)

第16条 第8条の規定は、第14条に規定する流末施設の工事の施行の承認を受けた者が当該 工事に着手しようとする場合に準用する。

(昭54水道局管理規程5・一部改正、平14水道局管理規程3・全改)

(給水施設に変更を加える工事の通知)

第17条 管理者は、条例第18条第1項の規定による工事を施行する場合は、使用者にその旨 を通知する。

第4章 給水

(給水の制限又は停止の予告)

第18条 条例第19条第2項に規定する予告は、給水を制限し、又は停止しようとする日の7 日前までに、各使用者に対して給水の制限(停止)通知書をもって行なう。

(昭45水道局管理規程5・令5公営企業局管理規程24・一部改正)

(基本使用水量を超える工業用水の使用の制限又は停止の通知)

第19条 管理者は、条例第21条第2項の規定により基本使用水量を超える工業用水の使用を制限し、又は停止しようとするときは、当該使用者に対して文書によりその旨を通知する。

(平14水道局管理規程3·一部改正)

(量水器の設置基準)

第20条 条例第22条第1項の規定により市が設置する量水器は、特別の理由がある場合を除き、給水のために配水管又は他の給水管から分岐して設けられた分岐点における給水管の口径と同口径のものを1給水施設ごとに1個設置する。

(昭45水道局管理規程5・追加、平4水道局管理規程14・一部改正)

(使用の開始、休止又は廃止の届出)

- 第21条 条例第24条の規定により工業用水道の使用の開始、休止又は廃止の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める期限までに工業用水道使用開始(休止・廃止)届を管理者に提出しなければならない。
 - (1) 工業用水道の使用を開始しようとするときは、使用を開始しようとする日の5日前
 - (2) 工業用水道の使用を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の30日前

(昭45水道局管理規程5·昭46水道局管理規程4·令5公営企業局管理規程24·一部改正)

(氏名等の変更の届出)

第22条 条例第25条の規定により氏名等の変更の届出をしようとする者は、氏名等変更届 にこれを証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(昭45水道局管理規程5·昭46水道局管理規程4·令5公営企業局管理規程24·一部改正)

(承継の届出)

第23条 条例第26条第2項の規定により使用者の地位承継の届出をしようとする者は、使用者地位承継届に、相続、合併又は分割を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(昭45水道局管理規程5・昭46水道局管理規程4・平13水道局管理規程8・令5公営企業局管理規程24・一部改正)

(給水施設の異状の届出)

第24条 条例第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、給水施設等異状届兼修繕精算書を管理者に提出しなければならない。

(昭45水道局管理規程5・昭46水道局管理規程4・平14水道局管理規程3・令5公営企業局管理規程24・一部改正)

(量水器の保管責任)

第25条 使用者は、市が量水器を設置した日から撤去する日まで当該量水器の保管責任を 負わなければならない。

(昭46水道局管理規程4·一部改正)

- 第26条 前条の量水器の保管期間中その量水器を損傷し、又は亡失した者は、量水器損傷 (亡失)届により直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 条例第28条に規定する損害額は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 量水器を損傷した場合にあっては、当該量水器の修繕に要した費用の額
 - (2) 量水器を亡失した場合にあっては、当該量水器の取得価額(修理した場合は、その費用を含む。)から亡失のときまでの減価償却費の累計額を減じた額
- 3 管理者は、前項の損害額を決定したときは、これを使用者に通知する。

(昭45水道局管理規程5・昭46水道局管理規程4・令5公営企業局管理規程24・一部改

正)

(検査の請求の手続)

- **第27条** 使用者は、次のいずれかに該当する場合は、当該号に定める書類を管理者に提出 しなければならない。
 - (1) 量水器の機能の検査又は配水管末における水圧の検査を請求しようとするときは、 量水器機能・水圧検査請求書
 - (2) 供給される工業用水の水質の検査を請求しようとするときは、水質検査請求書
- 2 条例第29条第2項に規定する検査の結果は、次の各号に定める書類により請求者に通知 する。
 - (1) 量水器の機能及び配水管末における水圧の検査の場合にあっては、量水器機能・ 水圧検査結果通知書
 - (2) 供給される工業用水の水質の検査の場合にあっては、水質検査結果通知書 (昭45水道局管理規程5・昭46水道局管理規程4・平14水道局管理規程3・令5公営企業局管理規程24・一部改正)
- 第28条 量水器の機能検査による当該量水器の異状の有無は、計量法(平成4年法律第51号) の定めるところにより確定する。
- 2 管理者は、量水器の機能検査を行なう場合には、その日時を指定して使用者を立ち会 わせる。この場合において、使用者は、立ち会わないという理由により、検査の結果に ついて管理者に異議を申し立てることができない。

(昭45水道局管理規程5・平4水道局管理規程14・平9水道局管理規程8・平14水道局管理規程3・一部改正)

(水質)

第29条 工業用水道により供給する工業用水の水質は、次に掲げる基準によるものとする。

項目	基準
濁度	20度以下
PH	6.0以上8.0以下
アルカリ度	5mg/1以上
鉄イオン	1mg/1以下
総硬度(CaCo ₃ として)	100mg/1以下
塩素イオン	200mg/1以下

(昭46水道局管理規程4・昭59水道局管理規程5・一部改正)

第5章 料金及び手数料

(使用水量の認定方法)

第30条 条例第34条の規定による使用水量の認定は、前月の使用水量その他の事情を参し ゃくして行なう。

(中途使用等の場合の量水器貸付料金)

- 第30条の2 月の中途において工業用水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の 量水器貸付料金は、1箇月分の量水器貸付料金とする。
- 2 月の中途において量水器の口径に変更があった場合の量水器貸付料金は、当該月における使用日数の多い量水器に係る量水器貸付料金とする。ただし、使用日数が等しいと きは、変更後の量水器に係る量水器貸付料金とする。

(平4水道局管理規程14・追加、平14水道局管理規程3・一部改正)

(納付後の料金の精算)

第31条 料金納入後その料金に過不足の生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。 ただし、還付の場合においては、管理者が必要と認めるときは、次回徴収の料金で精算 することがある。

(令5公営企業局管理規程24·一部改正)

(料金の徴収方法及び納入通知書)

第32条 料金は、口座振替又は納入通知書に基づき納付する方法により徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、口座振替又は納入通知書に基づき納付する方法による納付の場合にあっては、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できることができない方式で作られた記録をいう。)をもってこれに代えることができる。

(令5公営企業局管理規程24・追加)

(料金の納期限)

- 第33条 料金の納期限は、納入通知書を発した日の属する月の翌月の5日までとする。
- 2 前項に規定する料金の納期限が尼崎市の休日を定める条例(平成3年尼崎市条例第1号) 第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日を料金の納期限とする。

(昭39水道局管理規程7・昭45水道局管理規程5・令3公営企業局管理規程3・一部改正、令5公営企業局管理規程24・旧第32条繰下・一部改正)

(遅延損害金の減免)

- 第34条 尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号)第8条第2項において準用する同 条例第7条第4項の別に定める特別の理由は、次のとおりとする。
 - (1) 料金が督促状によって指定した期限までに納入されたとき。
 - (2) 災害その他特別の事情により管理者が特に減免の必要があると認めるとき。 (平9水道局管理規程8・削除、令3公営企業局管理規程3・全改、令5公営企業局管理 規程24・旧第33条繰下)

(設計手数料の額)

第35条 条例第38条第1項第1号に規定する者に対する手数料の額は、1件につき設計金額の100分の2とする。

(令5公営企業局管理規程24·旧第34条繰下)

第36条 削除

(平成9年水道局管理規程8号、令5公営企業局管理規程24・旧第35条繰下)

第6章 管理

(給水施設等の改善命令)

第37条 管理者は、条例第40条第1項の規定による検査をした結果、給水施設及び流末施設に異状があると認めたときは、その使用者に対し、当該給水施設及び流末施設の改善その他必要な措置を行なうべきことを命ずることがある。

(令5公営企業局管理規程24・旧第36条繰下)

(立入検査の身分証明書)

第38条 条例第40条第3項に規定する身分を示す証明書は、管理者が別に定めるものとする。 (昭45水道局管理規程5・一部改正、令5公営企業局管理規程24・旧第37条繰下・一 部改正)

第7章 雑則

(施行の細目)

第39条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(令5公営企業局管理規程24・旧第38条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の目から施行し、昭和37年11月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定により既に計算されている給水施設工事費については、第11条の規定により算出されたものとみなす。
- 3 この規程施行の際、従前の規定によりなされた許可、承認その他の処分又は申請、届 出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

付 則(昭和39年4月1日水道局管理規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、使用することができる。

付 則(昭和40年4月1日水道局管理規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和40年10月1日水道局管理規程第13号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和41年1月1日水道局管理規程第1号)

この規程は、公布の目から施行する。

付 則(昭和41年2月21日水道局管理規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和41年6月1日水道局管理規程第12号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和41年9月1日水道局管理規程第15号)

(施行期日)

1 この規程は、昭和41年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和42年1月1日水道局管理規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、従前の規定による用紙(ただし、次項の規定による用紙を除く。)は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程施行の際、従前の規定による納入通知書及び領収書(以下「納入通知書等」という。)は、当分の間、第5条及び第10条の改正規定に基づく納入通知書等により尼崎市 水道事業管理者が発行した納入通知書等とみなす。

付 則(昭和42年6月26日水道局管理規程第19号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。 **付 則**(昭和42年12月1日水道局管理規程第24号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程による規定の用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和43年7月1日水道局管理規程第12号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和43年10月9日水道局管理規程第17号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和44年10月13日水道局管理規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和45年3月31日水道局管理規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和45年5月1日水道局管理規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和45年11月24日水道局管理規程第13号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和46年3月27日水道局管理規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、従前の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(昭和46年10月1日水道局管理規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙と みなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和47年9月1日水道局管理規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙と みなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和47年10月11日水道局管理規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和47年12月1日水道局管理規程第11号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙と みなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和48年7月5日水道局管理規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和48年10月1日水道局管理規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙と みなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和49年3月30日水道局管理規程第5号)
 - この規程は、昭和49年4月1日から施行する。
 - **付 則**(昭和52年3月31日水道局管理規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙と みなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和55年3月26日水道局管理規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、従前の規程の規定による用紙は、この規程の規定による用紙と みなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和59年4月1日水道局管理規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市工業用水道条例施行規程の規定による用紙は、この規程による改正後の尼崎市工業用水道条例施行規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - 付 則(昭和63年10月31日水道局管理規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、第1条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例施行規程及 び第2条の規定による改正前の尼崎市工業用水道条例施行規程の規定による用紙は、第1 条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例施行規程及び第2条の規定による改正 後の尼崎市工業用水道条例施行規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整 をして使用することができる。
 - 付 則(平成元年6月1日水道局管理規程第6号)
 - この規程は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成3年8月9日水道局管理規程第6号)
 - この規程は、公布の目から施行する。
 - 付 則(平成4年12月24日水道局管理規程第14号)
 - この規程は、平成5年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成9年3月31日水道局管理規程第8号)
 - この規程は、平成9年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成11年3月31日水道局管理規程第3号)
 - この規程は、平成11年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成12年12月7日水道局管理規程第11号)
 - この規程は、平成13年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成13年5月23日水道局管理規程第8号)
 - この規程は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成14年3月29日水道局管理規程第3号)
- この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第28条第1項、第30条の2第2項及び 第21号様式の改正規定は、平成15年11月1日から施行する。
 - 付 則(平成21年3月31日水道局管理規程第10号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の(中略)尼崎市工業用水道条例施行規程 (中略)の規定による用紙は、この規程による改正後の(中略)尼崎市工業用水道条例施行 規程(中略)の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することがで きる。
 - 付 則(平成24年3月30日水道局管理規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の尼崎市水道局帳票規程、尼崎市水道事業給水条例施行規程、尼崎市工業用水道条例施行規程、尼崎市水道局工事施行監督規程、尼崎市水道局工事検査規程及び尼崎市水道局水質管理規程の規定による用紙は、この規程による改正後の尼崎市水道局帳票規程、尼崎市水道事業給水条例施行規程、尼崎市工業用水道条例施行規程、尼崎市水道局工事施行監督規程、尼崎市水道局工事検査規程及び尼崎市水道局水質管理規程の規定による用紙とみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成30年3月31日水道局管理規程第21号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に(中略)第2条の規定による改正前の 尼崎市工業用水道条例施行規程(中略)の規定により尼崎市水道事業管理者(以下「水道事 業管理者」という。)に対してなされた申込み、届出その他の手続(以下「申込み等」と いう。)及びそれぞれの規程の規定により水道事業管理者がした承認、手続その他の行為 (以下「承認等」という。)は、それぞれ(中略)第2条の規定による改正後の尼崎市工業用 水道条例施行規程(中略)の相当の規定(以下この項において「相当規定」という。)によ り尼崎市公営企業管理者(以下「公営企業管理者」という。)に対してなされた申込み等 及び相当規定により公営企業管理者がした承認等とみなす。

付 則(令和3年3月31日公営企業局管理規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の尼崎市工業用水道条例施行規程(以後「改正後の規程」という。)第32条第1項の規定は、令和3年4月以後の月分の料金について適用し、同年3月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程第33条の規定は、令和3年4月以後の月分の料金に係る遅延損害金から適 用する。
- 4 この規程の施行の際、現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。
 - 付 則(令和5年3月31日公営企業局管理規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の尼崎市工業用水道条例施行規程第27号様式1及び第27号様式2 は、令和5年4月以後の月分の料金について適用し、同年3月分までの料金については、な お従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。
 - 付 則(令和5年11月30日公営企業局管理規程第24号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の尼崎市工業用水道条例施行規程第33条第1項の規定は、令和5年12月以後の月分の料金について適用し、同年11月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、 適宜修正のうえ使用することができる。